

令和 6 年度  
**学校生活のルール**

長崎県立長崎工業高等学校全日制  
生徒指導部

## 第1章 ホーム・ルームにおける心得

### 1. 友人関係について

- (1) 互いの個性や多様性を認め合い、より良い信頼関係を築くように努力すること。
- (2) 他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為は絶対にしないこと。
- (3) 迷惑となるような行為はしないこと。
- (4) 金銭の貸し借りは、トラブルの原因となるので慎むこと。

### 2. 所持品について

- (1) 自分の所持品には、すべて記名をすること。
- (2) 各自貴重品の管理を徹底し、教室を空ける場合は施錠を確実にすること。
- (3) 個人ロッカーに置くものは許可された物品だけとし、それ以外の物は持ち帰ること。
- (4) 携帯電話（スマホ）の校内への持ち込みは原則禁止。ただし、持ち込みが必要な場合は、許可を受けること。 ※許可願の提出が必要（提出年度内有効）。その場合、校内の指定区域以外では使用禁止とし、電源は切っておくこと。
- (5) 学習に不必要な遊具類（ゲーム機やトランプ類）、図書類（マンガ本など）を持ち込まないこと。
- (6) 不必要な多額の現金は学校に持ち込まないようにすること。諸納金などは登校後すぐに納めるなど、紛失・盗難防止に努めること。
- (7) 現金等紛失した場合は、直ちに先生に連絡すること。

## 第2章 遅刻・欠席・早退について

### 1. 欠席について

- (1) 欠席をする場合は、事前に理由を保護者が学級担任に電話などで必ず連絡すること。
- (2) 次のような場合は出席扱いとなるが、事前に学級担任へ連絡しておくこと。
  - ①校長の認める選手派遣、受験（大学・就職試験、国家試験、検定試験など——学校で定めた日数）の場合
  - ②その他、校長が必要と認めたもの。

### 2. 忌引・出席停止について

- (1) 次の近親者が死亡した際の欠席については忌引となる。  
父母（7日以内） 祖父母（3日以内） 兄弟姉妹（3日以内）  
伯叔父母・甥姪（1日） その他同居親族（1日）
- (2) 次の場合は出席停止とする。
  - ①学校保健安全法に定めた感染症によって出席できない場合
  - ②非常変災（積雪、台風、ストなど）による交通機関不通で出席できない場合

### 3. 遅刻・欠席・早退について

- (1) 遅刻 {①始業時間（8時25分）に遅れた場合（8時25分には教室に入っておくこと。）  
②各教科の開始時間に遅れた場合
- (2) 欠課 各教科時間に出席しなかった場合
- (3) 早退 各教科時間中に下校した場合
- (4) 遅刻・欠課・早退をする場合は、事前に学級担任および教科担任に連絡すること。
- (5) 遅刻した場合（朝SHR終了後から）は、職員室で教頭先生より「入室許可証」を受けて教室に入ること。
- (6) 早退する場合は、学級正副担任または学科職員より「早退許可証」の発行を受けて早退すること。

### 4. 校外への外出について

- (1) 授業時間内（朝のSHRから帰りのSHRまで）は許可なく、外出しないこと。
- (2) 授業時間内に外出する必要がある場合は、学級正副担任または学科職員より「外出許可証」の発行を受けて外出すること。

## 第3章 服装・頭髪等について

常に清潔な髪形で、制服は正しく着こなすこと。

登下校時には、身分証明書を所持し、制服・制靴を着用すること。ただし、授業日以外に部活動などで登校する場合は、部活動で許可されたジャージなどで登校してもよい。

なお、諸般の事情により下記の規定外の服装を余儀なくされるときは、事前に「異装許可願」を提出し、許可を受けること。

### 1. 服装について

※ 2・3年生 および 令和5年度以前の制服を譲り受けて着用している1年生

#### (1) 男子について

- ①夏・冬服とも本校指定の制服を着用し、改造等はしないこと。  
※冬服上衣には必ず校章、科別襟章を付けること。
- ②靴下は無地（ワンポイント可）の白色でくるぶしより長いものを着用すること。
- ③靴は本校指定または指定に準ずる革靴を着用すること。
- ④ベルトは黒か茶の派手でないもの（幅2cm以上）を着用すること。
- ⑤冬服を着用する場合はホックを閉め、冬服の下に着るものは冬服の襟・袖口・裾・前合せから見えないようなものを着用すること。（華美な色のもの、フード付きは不可）
- ⑥夏服を着用する場合、下着は無地（ワンポイント可）で、華美でないもの（白、グレー、黒、紺）を着用とすること。
- ⑦ズボンは裾が床に触れない長さとする。

#### (2) 女子について

- ①夏・冬服とも本校指定の制服を着用し、改造はしないこと。  
※冬服には必ず校章を付けること。
- ②冬服のネクタイはシャツの第1ボタンが見えなくなるまで締めること。
- ③靴下は無地（ワンポイント可）の白色でくるぶしより長いものを着用すること。ただし、黒色のタイツおよびストッキングを着用する場合は黒色も認める。特異な形状のものは認めない。
- ④靴は本校指定または指定に準ずる革靴を着用すること。
- ⑤夏冬服の移行中は、冬服の上衣を着用せずに登校することを認める。そのときは、必ず指定の夏服か中間服装（指定の長袖シャツに指定のカーディガン）とする。  
※長袖シャツの袖は、まкруらずに袖口のボタンを止めておくこと。
- ⑥スカートの長さは膝が隠れる程度とする。
- ⑦夏服を着用する場合は、下着は無地（ワンポイント可）で、華美でないもの（白、グレー、黒、紺）を着用すること。
- ⑧冬季は、スカートの下にタイツおよびストッキングの着用を認める。ただし、無地でベージュまたは黒色とする。
- ⑨カーディガンを着用する場合、指定のものに限る。

#### (3) コート・マフラー・手袋について

冬季は、登下校時に限り、コート（黒・紺に限る）、マフラー・ネックウォーマー（華美でないもの）・手袋の着用を認める。ただし、校舎内では着用しないこと。コートについては登下校時のみ生徒玄関から教室までの着用を認める。

※ 1年生（令和6年度新制服着用者）

- ①夏・冬服とも本校指定の制服を着用し、改造はしないこと。
- ②ブレザーには必ず尾錠、バッジを付けること。
- ③下着は無地（ワンポイント可）で華美でないもの（白、グレー、黒、紺）を着用すること。
- ④指定の夏服または、指定の長袖シャツの上衣として指定カーディガンの着用を認める。また、上衣を着用せず、指定長袖シャツのみで登校してもよい。
- ⑤半袖開襟シャツおよび長袖シャツの裾はズボンの中に入れて着用すること。
- ⑥ズボンは裾が床に触れない長さとする。

- ⑦スカート丈は裾が膝の中心と重なる程度とする。
- ⑧靴下は無地（ワンポイント可）の白色でくるぶしより長いものを着用すること。ただし、スカートの下に黒色のタイツおよびストッキングを着用する場合は、黒色も認める。特異な形状のものは認めない。
- ⑨靴は本校指定または指定に準ずる革靴を着用すること。
- ⑩冬季は、スカートの下にタイツおよびストッキングの着用を認める。ただし、無地でベージュまたは黒色とする。
- ⑪冬季は、登下校時に限り、コート（黒・紺に限る）、マフラー・ネックウォーマー（華美でないもの）・手袋の着用を認める。ただし、校舎内では着用しないこと。コートについては登下校時のみ生徒玄関から教室までの着用を認める。

## 2. 頭髪等について

### (1) 男子

- ①常に清潔に保ち、前髪は目にかからないこと。後ろ髪は襟にかからないこと。横髪は極端に耳にかからないこと。
- ②極端な角刈り、2ブロックなど、異形(左右非対称)、上部と横の長さに極端な差をつけた髪形は禁止する。(刈り上げについては、上部の髪が被っていない限り認める。)
- ③整髪料は使用せず、髪に加工(アイロン、パーマ、脱色など)をしないこと。
- ④もみあげの長さは耳の中央付近までとする。
- ⑤髭は常に剃っておくこと。
- ⑥眉の加工はしないこと。
- ⑦ピアスなどはしないこと。
- ⑧爪は常に清潔に保ち、短めに切ること。

### (2) 女子

- ①常に清潔に保ち、前髪は目にかからないようにし、肩に付く髪は束ねて結ぶこと。束ねる際は、黒・紺の単色のゴムひもを用いること。(シュシュなどは認めない)  
※前髪が目にかかる場合はピンで留めること。また、後れ毛が出ないようにすること。出る場合はピンで留めること。ピンはアメピンのみとする。
- ②整髪料は使用せず、髪に加工(アイロン、パーマ、脱色など)をしないこと。
- ③異形(左右非対称)、極端な刈り上げなどはしないこと。
- ④化粧(アイプチ、色付きリップ、ファンデーションなど)はしないこと。
- ⑤眉は加工しないこと。
- ⑥ピアスなどはしないこと。
- ⑦爪は常に清潔に保ち、短めに切ること。

## 3. 通学カバンについて

- (1) 華美でない市販のバッグ(リュックなど)を使用すること。ただし、袋類やファスナーが付いていないトートバッグなどは認めない。
- (2) タブレットの持ち帰りの際に破損する可能性があるため、丈夫なカバンを推奨する。

## 第4章 登下校について

- 1. 交通ルールを厳守し、交通安全に努めること。
- 2. 公共交通機関を利用する際、乗車マナーは、率先して守ること。
- 3. 放課後は午後4時30分までに教室から退室すること。特別の用事で居残る者は、学級担任または関係職員の許可を受けること。(定時制が使用するため)
- 4. 部活動の生徒の下校時間は、年間を通じて午後7時30分までとする。
- 5. 午後9時までに帰宅すること。

## 第5章 外出について

1. 生徒のみでの外出は、午後9時までに帰宅すること。
2. 娯楽場（パチンコ、雀荘等）への出入りは禁止とする。
3. 保護者等同伴以外での外泊は原則禁止とする。

## 第6章 交通関係規定

### 1. 車両使用通学について

- (1) 車両使用の通学は、原則禁止する。
- (2) 自宅から最寄りの駅やバス停までの距離が4km以上あるなど、公共交通機関または徒歩での通学が困難で、車両を使用する必要がある場合は、学級担任へ願い出ること。生徒指導部で審議の上、校長の決裁を受けて認める。ただし、許可する車両は原動機付自転車（排気量50CC）までとする。

### 2. 運転免許取得について

- (1) 1. (2) で許可された者は、原動機付自転車の免許取得を認める。
- (2) 卒業後の進路が決定した3年生については、別に規定を定める。
- (3) 上記以外の運転免許の取得は原則禁止する。

## 第7章 アルバイトについて

1. 長期休業中以外のアルバイトについては、原則禁止する。
2. 長期休業中のアルバイトは、別に定める条件等を満たすものに限り認める。ただし、「アルバイト説明会」に出席し、許可願の提出が必要。
3. 長期休業中以外でアルバイトをする必要が生じた場合は、申し出により必要性等を生徒指導部で審議のうえ校長の決裁を受けて認める場合がある。

## 第8章 賞罰について

学校長は学則によって、次のとおり表彰・懲戒を行う。

1. 善行者はこれを表彰する。
2. 次の各号の一つに該当する者は、その軽重により、これを訓告・謹慎・停学又は退学に処する。
  - (1) 学力劣等で単位未修得の者
  - (2) 性行不良の者
  - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
  - (4) その他学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者